

公益社団法人 日本顕微鏡学会  
役員報酬及び退職金規程

制定：平成23年11月12日

第1条 この規程は、定款第26条(役員報酬等)に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 この法人の役員は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

第3条 この法人に常勤の役員を設ける時は、予め総会において、その常勤の役員報酬等の支給の基準を定めなければならない。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。